

歳出比較分析表における用語の説明

1 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。
この指標は経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる。

2 人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいう。
人件費に属する物としては、議員報酬、特別職給与、職員給、退職金等がある。

3 物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。
物件費に属するものとしては、賃金、旅費、役務費、需用費等がある。

4 扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が生活保護法、児童福祉法等の各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。
扶助費に属するものとしては、生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等がある。

5 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。

6 補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様である。
補助費にあげられる項目には、報償費（報償金及び賞賜金）、役務費（火災保険、自動車損害保険等）、委託費（物件費に計上されるものを除く。）、負担金、補助及び交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く。）等がある。

7 人件費に準ずる費用

賃金（物件費）一部事務組合負担金（補助費等）公営企業等に対する繰り出し（補助費等）事業費支弁に係る職員の人件費（投資的経費）等のこと。

8 公債費に準ずる費用

一部事務組合が起こした地方債に充てられたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等、公営企業債の償還の財源充てたと認められる繰入金、満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還等のこと。

9 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費である。